



# 七ヶ浜町避難計画改定業務委託

## 仕様書

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、七ヶ浜町(以下「発注者」という。)が受注者に委託する七ヶ浜町避難計画改定業務(以下「本業務」という。)に適用する。

#### (目的)

第2条 本業務は、宮城県が公表した津波浸水想定区域図に基づき、津波災害に対する町民等の避難や防災対策等に資する資料として、既往の避難計画(以下「前計画」という。)の改定及び検討を行うことを目的とする。

#### (準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年11月公布、令和3年法律第36号による改正)
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月公布、令和3年法律第31号による改正)
- (3) 水防法(昭和24年6月公布、令和3年法律第31号による改正)
- (4) 河川法(昭和39年公布、令和3年法律第31号による改正)
- (5) 宮城県地域防災計画
- (6) 七ヶ浜町地域防災計画
- (7) 宮城県水防計画書(宮城県、令和3年度)
- (8) 宮城県津波対策ガイドライン(宮城県、令和3年6月)
- (9) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府、平成26年9月)
- (10) 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府、平成31年3月改訂)
- (11) 津波防災まちづくりの計画策定に係る指針(第1版)(国土交通省、平成25年6月)
- (12) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府、平成29年3月)
- (13) 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(消防庁、平成25年3月)
- (14) 津波対策推進マニュアル(消防庁、平成14年3月)
- (15) 避難情報に関するガイドライン(内閣府、令和3年5月)
- (16) その他の災害対策関係法令、指針、通達、マニュアル等

#### (業務計画)

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を提出するとともに、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 着手届
- (4) 実施体制表

(5) その他発注者が提出を求める書類

(業務実績要件)

第5条 受注者は、同種業務として、東北地方の市町村が発注した津波避難計画または地域防災計画の策定もしくは改定業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に元請として履行した実績を有するものとする。

(配置予定技術者)

第6条 受注者は、適正な取り組み姿勢、かつ確実な履行体制を有する者とし、以下の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置するものとし、着手時に要件を満たすことを証明する書面(資格証、業務実績を示すTECRIS登録書や契約書等、健康保険証)を監督員に提出するものとする。

(1) 管理技術者

受注者は、以下の全ての要件を満たす者を管理技術者として配置すること。

- ・技術士(建設部門一河川砂防及び海岸・海洋)の有資格者
- ・東北地方の市町村が発注した津波避難計画または地域防災計画の策定もしくは改定業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に管理技術者又は照査技術者として履行した実績を有する者
- ・宮城県内の作業拠点に常駐する者

(2) 照査技術者

受注者は、以下の全ての要件を満たす者を照査技術者として配置すること。

- ・技術士(建設部門一河川砂防及び海岸・海洋)の有資格者
- ・空間情報総括監理技術者の有資格者
- ・東北地方の市町村が発注した津波避難計画または地域防災計画の策定もしくは改定業務を過去5年(平成29年度から令和3年度まで)に照査技術者又は担当技術者として履行した実績を有する者
- ・宮城県内の作業拠点に常駐する者

(再委託)

第7条 受注者は、原則として本業務の主たる業務を再委託することはできない。ただし、発注者が認めた場合に限り、一部の再委託ができるものとする。

(業務経過の報告)

第8条 本業務の実施期間中において、受注者は監督員と緊密な連絡を保ち業務を遂行しなければならない。また、受注者は、監督員が必要と認めた場合は、途中経過をその都度報告するとともに監督員の指示に従わなければならない。

(資料貸与)

第9条 発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとする。ただし、貸与によりがたいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等適宜の方法により対応するものとする。

- 2 受注者は、発注者より資料の貸与を受ける場合には、種類及び数量・借用期間等を明確にしたうえで、借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、発注者より貸与される資料の管理取扱いには十分注意し、発注者の許可なく発注者が指定

する場所以外に持ち出してはならない。また、本業務完了後は速やかに返却するものとし、貸与期間中であっても、発注者から返却の要請があった場合は速やかに返却するものとする。なお、発注者より貸与される資料の保管場所については、受注者が設ける宮城県内の作業拠点に限るものとする。

- 4 受注者が発注者より貸与される資料を、紛失、汚損、破損又は消失等した場合、新たに資料を作成する等原状に回復し返還しなければならない。その場合において要する費用については、受注者の負担とする。

#### (転用の禁止)

第10条 受注者は、本業務の実施により得た各種情報について、これを発注者の承諾なく第三者に公表、貸与、あるいは無断に使用してはならない。

#### (土地の立入り)

第11条 受注者は、現地調査の際は、必ず事前に発注者の承諾を得なければならない。また、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめその土地の所有者の承諾を得るものとする。

#### (事故時の報告)

第12条 本業務実施中に事故が発生した場合は、受注者は発注者に事故の発生原因及び経過を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

#### (損害賠償)

第13条 本業務実施中に発生した事故に対して、受注者は一切の責任を負い、生じた損害について賠償しなければならない。

#### (折衝)

第14条 本業務実施中、関係者又は関係官公署との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申出て指示を受けるものとする。

#### (秘密の保持等)

第15条 受注者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。

- 2 受注者は、成果品(業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む。)を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡又は無断使用してはならない。契約の終了後も同様とする。
- 3 受注者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。
- 4 受注者は、上記における義務と責任を果たすために、「プライバシーマーク」及び、「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISMS)を、本業務を担当する作業拠点(宮城県の本店、支店又は営業所)にて取得していることを条件とし、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立していなければならない。受注者は、本業務契約時に上記認証を証明する書面を発注者に提出するものとする。

#### (成果品の帰属)

第16条 本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに成果品を複製し、第三者に公表又は貸与してはならない。

(著作権の帰属)

第17条 本業務の製作物の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

(納入場所及び納入期限)

第18条 本業務の納入場所及び納入期限は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、各成果品の納入時期については、発注者と受注者協議のうえで決定するものとする。

- (1) 納入場所 七ヶ浜町防災対策室
- (2) 納入期限 令和5年3月24日

(疑義)

第19条 本業務の業務委託契約書ならびに本仕様書の各事項について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(成果品の瑕疵)

第20条 受注者は、本業務完了後も、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに補足修正等必要な措置を行うこととし、その費用は受注者の負担によるものとする。

(品質管理)

第21条 本業務における品質管理及び品質保証の観点から、受注者は以下に掲げる資格及び認証を受けているものとし、業務着手時に登録証及び許諾証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO9001(品質マネジメントシステム)
- (2) ISO14001(環境マネジメントシステム)

## 第2章 避難計画改定

(計画準備)

第22条 業務の目的、内容を十分に把握し、最適な作業を円滑に進めるための人員配置と工程計画の立案を行い、業務実施計画書を策定し、作業内容について発注者の承諾を得るものとする。

(資料収集整理)

第23条 本業務に必要な津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域指定に関する資料、前計画、ハザードマップ、地域防災計画等の関係資料を収集し、整理する。

なお、本業務で整理する地図情報については、今後の防災に関する業務の基礎資料とするため、GISデータ(Shape形式)としてとりまとめ提出するものとする。

(基礎資料の整理)

第24条 基礎資料の整理は、避難対象区域内の居住者数などの情報を更新し整理を行うものとする。小字単位人口で分割推計を行うため、小地域集計を実施している国勢調査結果等から算出するものとする。

(修正課題の抽出と修正方針の検討)

第25条 宮城県津波対策ガイドラインをはじめとする最新の国・県の法令・指針、防災関連の取組等をもとに、以下の修正ポイントを参考に前計画における修正すべき課題を抽出して、修正方針を検討し取りまとめ

るものとする。

- (1) セブツ町における前計画の避難対策の問題点や、近年の災害における避難対策の課題を整理するとともに、国・県等の関係機関の避難対策に関する取組状況にも留意しながら、計画の改定方針を決定するものとする。
- (2) 原則、宮城県津波対策ガイドラインにおいて定められた方針・手法等を踏襲するものとする。
- (3) 避難路、避難経路の検討においては、必要に応じて現地確認等を行い、より実態に即した避難計画を検討する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策を盛り込むものとする。
- (5) 使いやすく、分かり易い構成やページ数の調整を検討する。

(避難計画修正案の作成)

第26条 案の作成は、住民地区説明会を通して、住民からの意見や指摘事項を踏まえ前計画を修正することで津波避難計画修正案を作成するものとする。

また、本作業において更新された拠点避難所や指定避難所、避難ルート、避難対象区域データは、津波浸水想定区域と重ね合わせを行い配置等の検証をするために GIS システムを活用し、各施設の管理部署との共有、確認を行うことで、避難計画に表示する防災関係施設情報の精査を図るものとする。そのため、津波浸水想定区域情報の更新を行う津波ハザードマップ改訂業務と整合性を取るための調整、連携を図ることとする。

(避難計画原案の作成)

第27条 前条の修正案をもとに修正し、防災会議に諮る資料を作成し、審議を踏まえて原案を作成する。なお、セブツ町ホームページから閲覧及びダウンロード可能な津波避難計画のデータ(PDF形式)を作成するものとする。

なお、ハザードマップに関する項目については本年改訂予定の津波ハザードマップへ反映させることから、本年11月上旬頃を目途に発注者に原案を提示するものとする。

#### 【防災会議開催スケジュール(案)】

第1回(2022年12月中旬):第23条の修正方針の骨子(案)の提示及び意見収集

第2回(2023年3月上旬):原案の提示及び意見収集、承認

(避難計画の印刷)

第28条 前項までに作成した避難計画原案をもとに、以下のとおり津波避難計画の印刷を行う。

種別	内容
用紙サイズ、印刷面	A4冊子型、56頁を想定
印刷色	フルカラー4色刷り
用紙種類	発注者と受注者協議のうえで決定するものとする
印刷部数	8,000部

(業務報告書作成)

第29条 本業務の検討及び実施結果について、報告書の作成を行うものとする。また、業務内において作成した資料及び GIS データ等の中間データを成果品としてとりまとめるものとする。

(打合せ協議)

第30条 打合せ協議は、業務を円滑に進めるために必要に応じて適宜実施するものとし、管理技術者は、業務着手時及び成果品納入時には必ず参加するものとする。また、打合せ事項について、受注者は、その都度打合せ記録簿を作成し、発注者に提出し承認をもらうこととする。なお、打合せ協議にあたっては、新型コロナウイルス感染防止の観点からリモートでの協議を積極的に利用するものとする。

(留意事項)

第31条 統合型 GIS に設定を行う各種 GIS データについては、統合型 GIS の運用に支障を来さぬよう発注者によるデータ検証及び運用テストを受けなければならない。データ検証及び運用テストの結果、受注者による明瞭なデータ不備等によるシステム障害が発生した場合、受注者の責任において直ちにデータの修正を行うものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第32条 本業務における成果品は次のとおりとする。なお、作成にあたり記載内容や取りまとめ事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(1) 避難計画(A4冊子型)	8,000部
(2) 避難計画 原稿(WORD 及び PDF 形式)	1式
(3) 本業務で収集・作成した GIS データ(Shape 形式)	1式
(4) 業務報告書	1式
(5) 打合せ協議簿	1式
(6) その他発注者・受注者協議のうえ必要となる資料	1式

## 内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	摘要
<b>直接人件費</b>					
計画準備	1.0	式			第1号 単価表
資料収集整理	1.0	式			第2号 単価表
基礎資料の整理	1.0	式			第3号 単価表
修正課題の抽出と修正方針の検討	1.0	式			第4号 単価表
避難計画修正案の作成	1.0	式			第5号 単価表
避難計画原案の作成	1.0	式			第6号 単価表
避難計画の印刷	1.0	式			第7号 単価表
業務報告書作成	1.0	式			第8号 単価表
打合せ協議	1.0	式			第9号 単価表
<b>直接経費</b>					
避難計画	8,000.0	部			A4冊子型（56頁程度） 8,000部を想定
報告書	1.0	式			
旅費交通費	3.0	回			
間接原価	1.0	式			
その他原価	1.0	式			
業務原価	1.0	式			
一般管理費等	1.0	式			
一般管理費等	1.0	式			
<b>業務価格</b>	1.0	式			
消費税等相当額	1.0	式			10%
<b>合計</b>					











